



第1章 計画づくりにあたって

第1章 計画づくりにあたって

【1】計画策定の趣旨

1. 策定の背景

平成12年に介護保険法が施行されて12年が経過し、社会全体で支え合いながら高齢者が安心して暮らすことができる社会を目指すためにも、介護保険制度はなくてはならない存在となっています。

さらに平成27年頃には、団塊の世代（第一次ベビーブーム世代）が65歳以上となり、高齢化率は27%になると予測されます。

平成12年度に創設された介護保険制度は、第3期（平成18～20年度）に向けた法律改正で、要介護状態の軽減、悪化防止を目的とした新予防事業や地域支援事業の導入など、制度の大幅な見直しが行われました。第4期（平成21～23年度）では、第3期で掲げた平成26年度の目標に向けて、介護予防の推進や地域密着型サービスの基盤整備等が進められてきました。

また、平成23年6月15日に介護保険法の一部が改正され、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、介護・予防・医療・生活支援・住まいが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを強化していくことが必要となりました。

2. 本市の取り組み

本市では『自分らしく、主体的に第2の現役期を過ごせるまち』を基本理念とした「総社市高齢者福祉計画及び第4期介護保険事業計画」を平成21年3月に策定し、総合的な介護予防や地域ケアの推進のもと、高齢者が心身ともに健康で生きがいのある生活を送り、介護が必要となっても尊厳を持ち続けられる環境づくりを進めてきました。

本計画の策定にあたっては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、生活能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護・予防・医療・生活支援・住まいの5つのサービスを一体化して提供していくという「地域包括ケア」の考え方に軸足を置き、高齢者や高齢者を取り巻く地域の実情及び特性を考慮し、その地域に相応しいサービス提供体制の実現を目指しています。

このような趣旨に従って、本計画の最終年度となる平成26年度の高齢者介護の姿を念頭においた目標のもと、介護保険制度を含む高齢者福祉全般の見直しを行います。

【2】計画の概要

1. 法令等の根拠

総社市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画（以下「本計画」と記す）は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」と、介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」を根拠法としており、双方の調和が保たれるよう一体的に策定します。

本計画では、要支援・要介護及び自立の高齢者の双方について、介護保険事業計画に含まれる事業と、その他の高齢者に対する保健・福祉事業を示す計画となります。

2. 高齢者福祉計画と介護保険事業計画の関係

高齢者福祉計画は、65歳以上のすべての高齢者を対象とした生きがいづくりや日常生活支援、福祉水準の向上など、高齢者に係る保健・福祉事業全般を対象とする計画です。

一方、介護保険事業計画は、要介護認定者等ができる限り住み慣れた家庭や地域において、自らの意思に基づき利用する介護保険サービスを選択し、自立した生活を送れるよう、必要となるサービスに関する整備目標等を取りまとめたものです。

これら、要介護認定者等を含むすべての高齢者を対象とした高齢者福祉計画と、介護保険サービスに関する介護保険事業計画は、相互が連携することによって、総合的な高齢者に対する保健・福祉事業の展開が期待できます。

よって、本市では両計画を一体的な計画として策定し、「総社市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画」として取りまとめます。

【参考／高齢者福祉計画と介護保険事業計画の関連イメージ】

高齢者福祉計画 (地域における高齢者福祉事業に係る総合的な計画)

- ・介護予防サービス・介護サービス提供体制の整備、推進
- ・地域支援事業、健康づくりの推進
- ・認知症高齢者支援対策の推進
- ・地域生活支援体制の整備
- ・積極的な社会参加の促進
- ・高齢者に配慮した生活環境の整備 など

介護保険事業計画

- ・要介護認定者数の推移や推計
- ・サービスの利用状況
- ・介護サービス等の充実施策
- ・地域支援事業の推進
- ・介護保険事業に係る費用等の見込み
- ・介護保険事業の円滑な推進 など

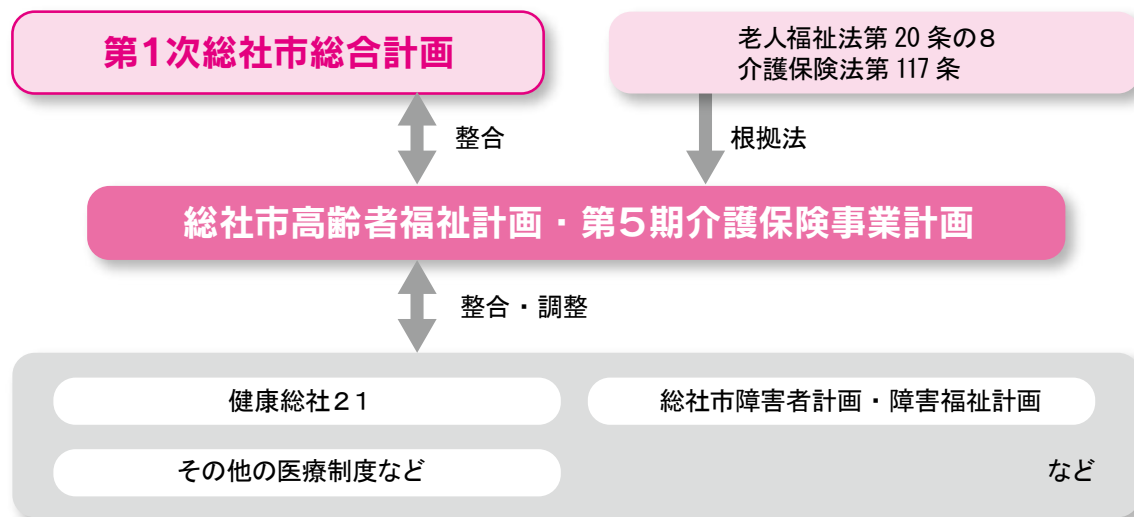
3. 計画の期間

介護保険法では、介護保険事業計画の計画期間について、安定した財政運営のため、保険料の算定期間との整合性を図ることとされ、3年を1期と定められています。総社市高齢者福祉計画、及び第5期介護保険事業計画の対象期間は、ともに平成24年度から平成26年度までの3年とし、次期見直しは平成26年度中に行います。

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総社市高齢者福祉計画（平成21～23年度） 第4期総社市介護保険事業計画					
		見直し	総社市高齢者福祉計画（平成24～26年度） 第5期総社市介護保険事業計画		
					見直し

4. 他計画との整合性の確保

本計画は、様々な分野の取り組みを総合的かつ一体的に進めるため、国の指針、県の方針はもとより、本市の「第1次総社市総合計画（後期基本計画）」との整合性をはじめ、「健康総社21」「総社市障害者計画」等の他の計画との調整を図りながら策定します。



5. 計画の点検と評価について

計画に盛り込んだ施策の推進状況や進捗状況については、評価の過程において様々な立場の関係者や市民などが参加できるよう、協働体制の構築に取り組みます。

また、次年度以降の計画推進及び施策の改善に向けて、随時、課題の抽出や重点的に取り組む事項などの検討を行い、その結果を毎年度取りまとめ、効果的かつ継続的な計画の推進を図ります。

【3】 計画の策定方法

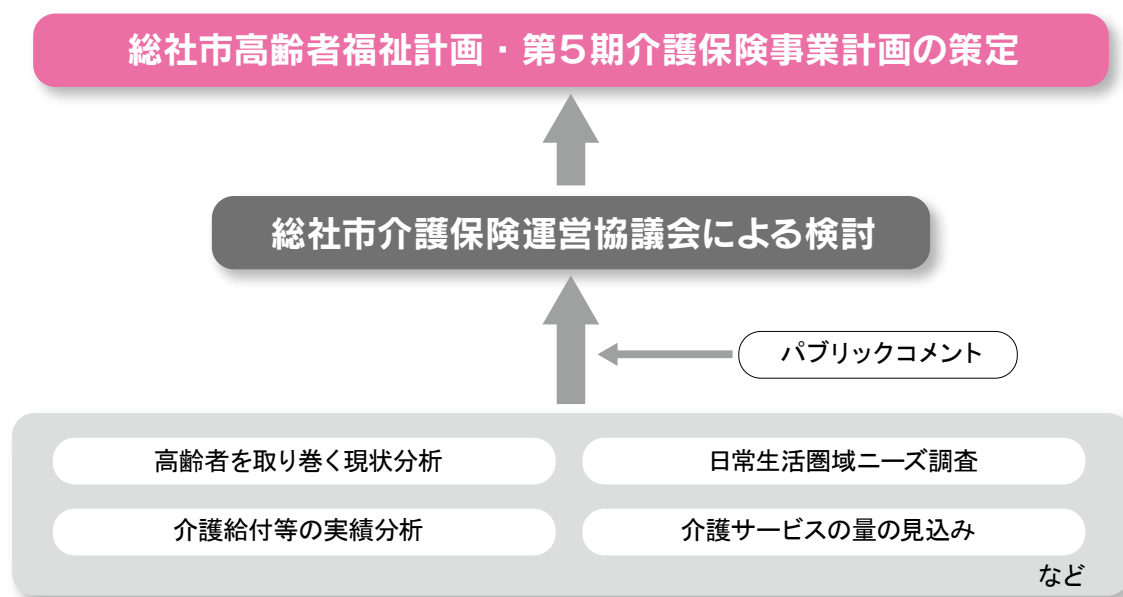
1. アンケート調査の実施

計画の見直しにあたり，市内在住の65歳以上の市民に対し，生活の実態や健康状態，介護保険制度に対する意見や将来ニーズなどを調査し，計画策定に資することを目的として，郵送での配布・回収によりアンケート調査（日常生活圏域ニーズ調査）を実施しました。

調査名称	日常生活圏域ニーズ調査
調査地域	市内全域
調査対象	65歳以上の市民
調査方法	郵送による調査票の配布・回収
調査期間	平成23年（2011年）4月
配布数	3,000人
有効回収数	2,341人
有効回収率	78.0%

2. 計画の取り組み体制

本計画の策定にあたっては，日常生活圏域ニーズ調査を実施し，地域に居住する高齢者の実態やニーズ等を把握するとともに，被保険者代表や学識経験者・事業者代表・各生活圏域から公募選考した公募委員などから構成される「総社市介護保険運営協議会」に諮問し，専門的見地から意見をいただくとともに，パブリックコメント（市民意見公募）で寄せられた意見を反映させながら事業計画を取りまとめていきます。



【4】計画の視点

1. 本市の地域包括ケアシステムへの取り組み

国では高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、介護・予防・医療・生活支援サービス・住まいが切れ目なく提供される「地域包括ケア体制（地域包括ケアシステム）」の実現に向けた取り組みを進めるため、介護保険法等の一部が改正されました。

本市では、次図のように地域包括支援センターが中核機関としての役割を担い、「早期発見」「早期対応」「連携強化」「専門的支援」「社会資源開発」「社会教育・地域づくり」の6つの機能を持った本市独自の「総社市地域包括ケアシステム」の体制づくりを推進してきました。

この「総社市地域包括ケアシステム」は、「小地域ケア会議」を中心に展開しており、小地域から圏域、市内全域へと、重層的な地域包括ケアと、ネットワークの構築を推進するものです。

平成24年度から市内を6つの地域に分け、それぞれに地域包括支援センターが設置されるため、今後この日常生活圏域で地域の特性や社会資源を活かした地域包括ケアシステムを構築し、健康づくりと介護予防など、総合的な高齢者支援へのさらなる取り組みを推進します。

総社市地域包括ケアシステム構想

第1章

第2章

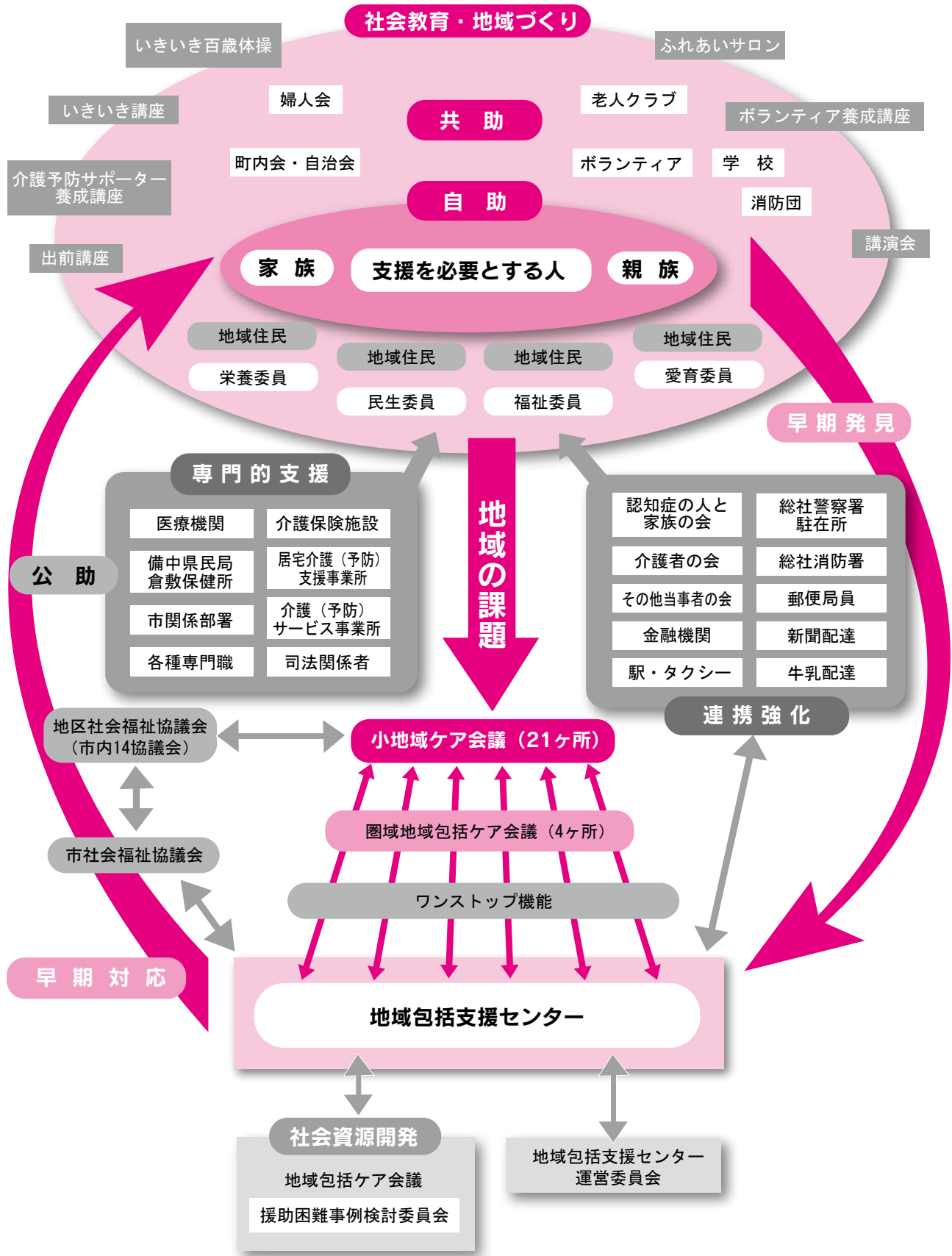
第3章

第4章

第5章

第6章

資料編



2. 地域包括ケアシステムに係る国の指針

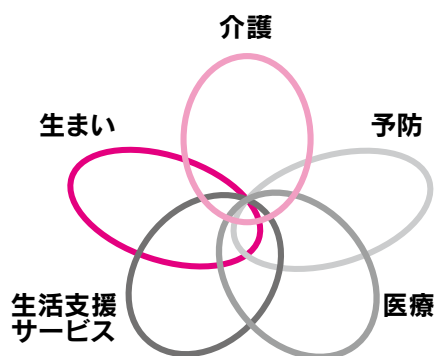
国は、このたびの制度改正において、「地域包括ケア体制」の構築については、市町村によってそれぞれ状況が異なることから、各市町村の実情（地域課題、地域資源の状況、高齢化の進行状況等）に応じて、優先的に取り組むべき重点事項を各市町村が選択して、段階的に計画の内容を充実強化させることを示しています。

■国が想定している地域包括ケアシステムのイメージ

介護、予防、医療、生活支援サービス、住まいが連携した要介護者等への包括的な支援（地域包括ケア）を推進



地域包括ケアを実現するためには、次の5つの視点での取り組みが包括的（※1）、継続的（※2）に行われることが必要



介護保険法等の制度改正の概要

①介護サービスの充実強化

- ・ 特別養護老人ホームなどの介護拠点の充実
- ・ 24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設など、在宅サービスの強化

②介護予防の推進

- ・ できる限り要介護状態としないための予防の取り組みや自立支援型の介護の推進

③医療との連携強化

- ・ 24時間対応の在宅診療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化
- ・ 介護職員によるたんの吸引など医療行為の実施

④多様な生活支援サービスの確保

- ・ ひとり暮らし、高齢者夫婦世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、様々な生活支援（見守り、配食などの生活支援や財産管理などの権利擁護）サービスを推進

⑤高齢者住まいの整備

- ・ 一定の基準を満たした有料老人ホームと高齢者専用賃貸住宅を、サービス付高齢者向け住宅として高齢者住まい法に位置づけ

※1：利用者のニーズに応じた①～⑤の適切な組み合わせによるサービスの提供

※2：入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目のないサービスの提供